

貸付限度額・償還回数等一覧表

貸付種別	貸付限度額	償還回数		償還開始日	申込書提出期限	貸付日		
		毎月	ボーナス					
一般貸付け	200万円	120回以内		貸付日翌月の 給与支給日	毎月20日 (12月は15日) 【必着】	申込月の 翌月25日		
結婚貸付け	200万円	120回以内						
住宅貸付け	最高1,800万円 ※ 貸付限度額の計算式 申込時の給料の月額×組合員期間に応じた月数 *1 *2	360回以内	ボーナス償還 回数は、毎月 償還回数の6 分の1以内					
	*1 給料の月額 給料月額+給料の調整額+教職調整額							
	*2 組合員期間に応じた月数 3年未満……………10月 3年以上5年未満 ……15月 5年以上10年未満 ……25月 10年以上20年未満 ……35月 20年以上……………45月							
	(在宅介護対応住宅 に係る住宅貸付け)						300万円	
	教育貸付け						550万円	250回以内
	医療貸付け						120万円	110回以内
葬祭貸付け	200万円	120回以内						
災害貸付け	200万円	120回以内						
住宅災害貸付け (激甚災害による 住宅災害貸付け)	最高1,900万円 住宅貸付け限度額の2倍	360回以内 (ただし、阪神 大震災による住 宅災害貸付けの 元金償還の猶予 を受ける場合は 420回以内)						
(阪神大震災による 住宅災害貸付け)								
(在宅介護対応住宅に 係る住宅災害貸付け)			300万円					
特別貸付け	給料月額 × 3/10 × 残任期月数 (最高200万円)	任期の終了するまでの 控除可能な範囲内						
高額医療貸付け	高額療養費用相当額 (千円単位)	高額療養費支給時に償還						
出産貸付け	35万円 (千円単位)	出産費の支給時に償還						
					20日又は15日 が休日にあたる 場合は、その 前日	25日が休 業日にあ たる場合 は翌営業 日		
					随 時	随 時		